

# 兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第6号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

訓令	ページ
職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令(職員課) .....	1
告示	
昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部改正(会計課) .....	2
病院局管理規程	
兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程 .....	3
人事委員会訓令	
人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令 .....	3

## 訓令

### 兵庫県訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関

職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令

職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項ただし書中「及び精神障害」を削る。

別表採用時健康診断の款検査項目の欄3中「体重」の右に「、腹囲」を加え、「、色覚」を削り、同欄6中「、蛋白及びウロビリノーゲン」を「及び蛋白」に改め、「をいう」の右に「。以下同じ」を加え、同欄9中「血清総コレステロール」を「LDLコレステロール」に改め、同表定期健康診断の款検査項目の欄3中「体重」の右に「、腹囲」を加え、同欄6中「(尿中の糖、蛋白、ウロビリノーゲン及び潜血の検査をいう。)」を削り、同欄に次のように加える。

#### 12 その他別に定める項目

別表定期健康診断の款備考の欄3中「35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員については」を「40歳未満の職員(35歳の職員を除く。)」については、「」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2を次のように改める。

2 喀痰検査は、次に掲げる職員については、省略することができる。

- (1) 胸部エックス線検査によつて病変の発見されない職員
- (2) 胸部エックス線検査によつて結核発病のおそれがないと診断された職員

別表定期健康診断の款備考の欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 腹囲の検査は、次に掲げる職員については、省略することができる。

- (1) 40歳未満の職員(35歳の職員を除く。)
- (2) 妊娠中の職員その他の職員であつて、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- (3) BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が20未満である職員  
$$BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$$
- (4) 自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員(BMIが22未満である職員に限る。)

別表海外派遣者健康診断の款検査項目の欄3中「体重」の右に「、腹囲」を加え、同欄6中「(尿中の糖、蛋白及びウロビリノーゲンの検査をいう。)」を削り、同欄11中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(6)までを(3)から(5)までとし、同欄11を同欄12とし、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 血糖検査

別表海外派遣者健康診断の款備考の欄中「者」を「職員」に改める。

別表成人病検査の款36歳以上40歳未満の職員（定期健康診断の結果、異常が認められたものに限る。）の項を削る。

様式第2号中

「

B	M	I					
---	---	---	--	--	--	--	--

」

を

「

B	M	I					
腹	囲	(cm)					

」

に、「総コレステロール」を「LDLコレステロール」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第366号の3

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

財団法人兵庫県職員互助会	財団法人兵庫県職員互助会神戸支部 同 阪神南支部 同 阪神北支部 同 東播磨支部 同 北播磨支部 同 中播磨支部 同 西播磨支部 同 但馬支部 同 丹波支部 同 淡路支部 同 事務局 同 神戸出張所	神戸市中央区中山手通 尼崎市東難波町 宝塚市旭町 加古川市加古川町寺家町天神木 加東市社字西柿 姫路市北条 赤穂郡上郡町光都 豊岡市幸町 丹波市柏原町柏原 洲本市塩屋 神戸市中央区下山手通 神戸市中央区御幸通
--------------	--	---

」

を

「

財団法人兵庫県職員互助会	財団法人兵庫県職員互助会事務局 同 神戸出張所	神戸市中央区下山手通 神戸市中央区御幸通
--------------	----------------------------	-------------------------

」

に、

「		
本多石油株式会社	テクノプラザ西播磨給油所	赤穂郡上郡町光都
」		
を		
「		
本多石油株式会社	テクノプラザ西播磨給油所	赤穂郡上郡町光都
株式会社田口総合事務所	株式会社田口総合事務所	丹波市柏原町柏原
」		
に改める。		

病 院 局 管 理 規 程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
平成20年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第 2 号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

第 3 条第 3 項の表感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の 2 の規定に基づくものの款ツベルクリン反応検査の項中「700円」を「650円」に改め、同款精密検査の項中「6,100円」を「6,150円」に改める。

第 3 条第 8 項の表慢性疾患児家族宿泊施設の項中「1,000円」を「1,600円」に改める。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

兵庫県人事委員会訓令第 1 号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

兵庫県人事委員会  
委員長 下 野 昌 宏

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「委員長、」を削る。

第 5 条第 2 項第23号中「医師・歯科医師職 3 級以上、看護職 5 級、警察職 6 級以上」を「医師・歯科医師職 4 級、看護職 6 級以上、警察職 9 級」に、「病院事業医師・歯科医師職 3 級以上及び病院事業看護職 5 級」を「病院事業医師・歯科医師職 4 級及び病院事業看護職 6 級以上」に改め、同項第25号中「病院事業医師・歯科医師 3 級以上、病院事業看護職 5 級」を「病院事業医師・歯科医師職 4 級、病院事業看護職 6 級以上」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条中第55号を第61号とし、第54号を第60号とし、第53号を第56号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(57) 職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の運用方針を決定すること。

(58) 日額旅費の額等の決定の協議に応ずること。

(59) 旅費の調整基準の協議に応ずること。

第 9 条中第52号を第55号とし、第50号及び第51号を 3号ずつ繰り下げ、同条第49号中「1号給又は2号給」を「3号給」に改め、同号を同条第51号とし、同号の次に次の1号を加える。

(52) 非常勤職員の給与の特例額を承認すること。

第 9 条第48号中「及び第 7 条第17号」を削り、同号を同条第50号とし、同条第47号を同条第49条とし、同条第46号を同条第48号とし、同条第45号中「3号給以下の給与月額を受ける」を削り、同号を同条第47号とし、同条第44号中「1号給又は2号給」を「3号給以下」に改め、同号を同条第46号とし、同条第43号中「第 7 条13号に掲げる者以外の」を削り、同号を同条第45号とし、同条第42号中「第 7 条12号に掲げる者以外の」を削り、同号を同条第44号とし、同条第41号中「及び第 7 条11号」を削り、同号を同条第43号とし、同条第40号中「4号給以下の給与月額を受ける」を削り、同号を同条第42号とし、同条第39号中「4号給以下の給与月額を受ける」を削り、同号を同条第41号とし、同条第38号中「1号給又は2号給」を「4号給以下」に改め、同号を同条第40号とし、同条第37号を同条第39号とし、同条第36号中「第 7 条第 6 号に掲げる者以外の勤務延長職員」を「勤務延長職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、定年退職日後、引き続いて勤務している職員をいう。）」に改め、同号を同条第38号とし、同条第35号中「及び第 7 条 5 号」を削り、同号を同条第37号とし、同条第34号中「及び第 7 条 4 号」を削り、同号を同条第36号とし、同条第33号を同条第35号とし、同条第32号を同条第33号とし、同号の次に次の1号を加える。

(34) 競争試験及び選考試験の試験問題を決定すること。

第 9 条中第31号を第32号とし、第24号から第30号までを 1号ずつ繰り下げ、同条第23号中「実施計画」を「計画」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(24) 管理職員等の範囲の決定の協議に応ずること。

第 9 条を第 8 条とし、第10条から第13条までを 1条ずつ繰り上げ、第14条第 1 項中「及び専決することができる事項」を削り、同条を第13条とし、第15条から第21条までを 1条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この訓令は、平成20年 4月 1 日から施行し、改正後の人事委員会決裁規程第 5 条第 2 項第23号及び第25号並びに第 8 条第36号、第37号、第43号及び第50号の規定は、同日以降に採用し、又は昇任させる職員に係る候補者の選考、採用の承認等について適用する。